

○法務省令第 号

出入国管理及び難民認定法及び出入国管理及び難民認定法第二条第五号口の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十二号）の施行に伴い、並びに出入国管理及び難民認定法第六十九条及び第六十九条の二第二項並びに出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）第二十五条第二項第四号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

法務大臣 平口 洋

出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改正する省令

（出入国管理及び難民認定法施行規則の一部改正）

第一条 出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規

定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(資格外活動の許可)</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局长において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者で</p>	<p>(資格外活動の許可)</p> <p>第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の規定にかかわらず、地方出入国在留管理局长において相当と認める場合には、外国人は、地方出入国在留管理局に出頭することを要しない。この場合においては、次の各号に掲げる者で</p>

あつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の四第二項第一号イ及び第六十四条第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）

「イ」ホ 略

「二」六 略

「4」6 略

あつて当該外国人から依頼を受けたものが、本邦にある当該外国人に代わつて第一項に定める申請書等の提出及び前項に定める手続を行うものとする。

一 次のイからホまでに掲げる機関又は団体（以下第三号並びに第五十九条の四第二項第一号イ及び第六十一条の三第五項第三号において「受入れ機関等」という。）の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの（次号又は第三号に掲げる場合を除く。）

「イ」ホ 同上

「二」六 同上

「4」6 同上

(報告の義務)	第五十二条 「略」	(報告の義務)	第五十二条 「同上」
〔2〕9 略〕	10 第六十四条第六項の規定は、前項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第八項の規定による報告を行う場合に準用する。	〔2〕9 同上〕	10 第六十一条の三第六項の規定は、前項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項又は第八項の規定による報告を行う場合に準用する。
11 「略」	(出頭を要しない場合等)	11 「同上」	(出頭を要しない場合等)
第五十九条の四 「略」	〔2〕3 略〕	第五十九条の四 「同上」	〔2〕3 同上〕
4 法第六十一条の八の三第四項に規定する法務省		4 法第六十一条の八の三第四項に規定する法務省	

令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 法第二十条第二項、第二十一条第二項、第十二条の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含み、永住者の在留資格の取得の申請をする場合を除く。）の規定による申請にあつては、本邦にある外国人が電子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号。以下「法務省情報通信技術活用規則」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次号

令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

「一〇三 同上」

四 法第二十条第二項、第二十一条第二項、第十二条の二第二項（法第二十二條の三において準用する場合を含み、永住者の在留資格の取得の申請をする場合を除く。）の規定による申請にあつては、本邦にある外国人が電子情報処理組織（法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十五年法務省令第十一号。以下「法務省情報通信技術活用規則」という。）第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下

及び第六十四条において同じ。)を使用して第六十四条第一項第九号から第十一号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

五 法第二十条第四項第一号(法第二十一条第四項及び法第二十二条の二第三項(法第二十二条の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により交付する在留カード(特定在留カード以外の在留カードに限る。)の受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十四条第一項第九号から第十一号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

第五号及び第六十一条の三において同じ。)を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

五 法第二十条第四項第一号(法第二十一条第四項及び法第二十二条の二第三項(法第二十二条の三において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定により交付する在留カード(特定在留カード以外の在留カードに限る。)の受領に係る手続にあつては、電子情報処理組織を使用して第六十一条の三第一項第九号から第十一号までに規定する申請書の提出を行つた場合。

[5・6 略]

(令第二十五条第二項第四号に規定する法務省令
で定める者)

第六十一条 令第二十五条第二項第四号に規定する
法務省令で定める者は、次に掲げるとおりとする

。

一 特定活動の在留資格への変更を受ける者で、
次のいずれかの活動を特に指定されるもの

イ 台湾日本関係協会の本邦の事務所の職員又は
当該職員と同一の世帯に属する家族の構成
員としての活動

ロ 駐日パレスチナ総代表部の職員又は当該職

[5・6 同上]

〔条を加える。〕

員と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動

二 前号イ又はロに掲げる活動を特に指定されて特定活動の在留資格をもつて在留する者で、在留期間の更新を受けるもの

(手数料の納付の方法)

第六十二条 「略」

2 法第十九条の十五の二第十二項、第六十七条第一項、第六十七条の二及び第六十八条第一項の規定による手数料（再入国許可の有効期間の延長の許可の記載及び難民旅行証明書の有効期間の延長の記載に係る手数料を除く。）の納付は、別記第

(手数料納付書)

第六十一条 「同上」

2 法第十九条の十五の二第十二項又は第六十七条から第六十八条までの規定による手数料の納付は、別記第八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。ただし、再入国

八十四号様式による手数料納付書に、当該手数料の額に相当する収入印紙を貼つて提出することによつて行うものとする。

3

前項の規定にかかわらず、次に掲げる許可又は交付の申請が電子申請（令第二十五条第一項第二号に規定する電子申請をいう。）により行われた場合には、法第六十七条第一項及び第六十七条の二の規定による手数料（当該許可又は交付に係るものに限る。次項において同じ。）の納付は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により出入国在留管理庁長官が指定する事業者に当該手数料の納付を委託する方法であつて、出入国在留管理庁長官が相当と認

許可の有効期間の延長の許可の記載又は難民旅行証明書の有効期間の延長の許可の記載を受ける者が手数料を納付する場合は、この限りでない。

「項を加える。」

めるものにより行うものとする。この場合において、出入国在留管理庁長官は、当該手数料の納付の委託を証する資料の提出を求めることができる。

一 令第二十五条第一項第一号、第二号、第四号
又は第五号に掲げる許可

二 令第二十五条の二第三号に掲げる交付

4|| 前項の場合において、電子情報処理組織の故障その他のやむを得ない理由により、前項に規定する方法により手数料を納付することができないと出入国在留管理庁長官が認めるときは、第二項に規定する方法により手数料を納付することができない。

「項を加える。」

(権限の委任)

第六十三条 法第六十九条の二第一項の規定により
出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げる法
務大臣の権限は、同条第二項の規定により、地方
出入国在留管理局長に委任する。ただし、法務大
臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在留管
理庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔一〇二十三 略〕

二十四 法第六十七条第三項に規定する権限

2 「略」

(電子情報処理組織による申請等)

(権限の委任)

第六十一条の二 法第六十九条の二第一項の規定に
より出入国在留管理庁長官に委任された次に掲げ
る法務大臣の権限は、同条第二項の規定により、
地方出入国在留管理局長に委任する。ただし、法
務大臣又は法務大臣の権限を委任された出入国在
留管理庁長官が自ら行うことを妨げない。

〔一〇二十三 同上〕

〔号を加える〕

2 「同上」

(電子情報処理組織による申請等)

第六十四条 [略]

(電子情報処理組織による処分通知等)

第六十五条 [略]

(雑則)

第六十六条 [略]

別記第八十三号の二様式 (第六十二条関係)

[略]

第六十一条の三 [同上]

(電子情報処理組織による処分通知等)

第六十一条の四 [同上]

(雑則)

第六十二条 [同上]

別記第八十三号の二様式 (第六十一条関係)

[同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

日本国政府法務省

番号

年 月 日

手数料納付書

法 務 大 臣
出入国在留管理庁長官 殿

(収入印紙貼付欄)

[Large empty rectangular box for revenue stamp]

金 _____ 円也(¥ _____)

出入国管理及び難民認定法第19条の15の2第12項、第67条第1項、第67条の2又は第68条第1項の規定により、

- | | | | | |
|-------|---|---------------------|---|----------------|
| 上記金額を | } | 1 在留資格の変更許可 | } | 手数料として納付いたします。 |
| | | 2 在留期間の更新許可 | | |
| | | 3 永住許可 | | |
| | | 4 再入国(一回限り・数次有効)の許可 | | |
| | | 5 特定登録者カードの交付 | | |
| | | 6 特定登録者カードの再交付 | | |
| | | 7 就労資格証明書の交付 | | |
| | | 8 在留カードの再交付 | | |
| | | 9 難民旅行証明書の交付 | | |
| | | 10 特定在留カードの交付 | | |

納付者氏名 _____ 記 名

(注)用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第八十四号様式を次のように改める。

(出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令の一部改正)

第二条 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う法務省令の整備及び経過措置に関する省令(令和七年法務省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の表改正前欄の出入国管理及び難民認定法施行規則第六十一条の二第一項中「二十三」を「二十四」に改め、同条を第六十三条とし、第六十一条の三を第六十四条とし、同表改正後欄の出入国管理及び難民認定法施行規則第六十一条の二第一項中「二十四」を「二十五」に改め、同条を第六十三条とし、第六十一条の三を第六十四条とする。